

令和 6 年 1 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日（水曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 (欠席)	5番 小野 文隆	
6番 武石 俊一（副会長）	7番 安藤 慎八（会長）	

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣	2番 長尾亀世美	3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八	5番 藤原 善和	6番 (欠席)
7番 (欠席)	8番 藤本 哲朗	9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己	11番 松方 洋一	12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主査	繁田 寿美	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたしますします。 お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年1月定例総会を開催します。 着席して進めさせていただきます。 それでは、会長、あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、会長よろしくお願いいたします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員、よろしくお願いいたします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願います。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 番号1、土地の所在は、大字日出生字辰ヶ鼻0000番です。地目は田で、面積は799㎡です。譲渡人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。売買です。

	番号2、土地の所在は、大字太田字内匠0000番0です。登記簿地目は牧場で、面積は1,364㎡です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。売買です。 番号2について、補足説明をします。今回の申請地の登記簿地目は「牧場」で、現況は牛のパドック（運動場）です。地目の「牧場」の定義は「獣畜を放牧する土地」です。 また、農地法のなかで農地等とは、「農地」とは、耕作の目的に供される土地で、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。」となっています。 農地と採草放牧地の名義変更には、農業委員会での許可が必要となります。法務局からも「牧場」の名義変更には、農業委員会の許可が必要との回答をもらっています。 今回の農地は、農地台帳には載っていない地番でしたが、今、ご説明した中で、家畜を放牧する場所も農地等の定義にあり、今回の申請を機に、農地台帳に掲載しました。また、申請者に対しては、放牧地（パドック）のままの管理をお願いしています。 以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、 番号1を私が説明します。 番号2を5番委員、お願いします。
7番会長	番号1の調査結果を報告します。1月6日、申請者と推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字日出生字辰ヶ鼻0000番で、799㎡です。国道000号線から00000方面に1kmほどの所に位置しています。自宅の前の田んぼです。畜産を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。地目は田、水稻を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が〇〇県におり、60年ほど前から譲受人の世帯が耕作していたそうで、申請に至ったそうです。申請地は自宅に隣接しており、耕作可能です。経営農地はすべて耕作されており、農機具もあります。農業従事者は父母と本人の3名おり、耕作に問題ありません。
推進委員	特にありません。

5 番委員	番号 2 の調査結果を報告します。1 月 7 日、申請者の OO 親子と推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字太田 OO 地区で、大字森から OOO 方面に行き、OO 方向に行ったところです。繁殖牛を育てている専業農家の父の手伝いをしている譲受人が取得する計画です。地目は牧場で、先ほど事務局の説明のとおりです。耕作はしておりませんが、牛を放し飼いにする場所で、畜舎の隣です。40 年ほど前山林だったそうですが、OO さんから土地を譲り受けて放牧地として利用していたそうです。国土調査で牧場の地目になりました。今回、OO さんが高齢になっているため、息子さんのほうでの所有権の取得です。息子さんは OO 市に居を構えています、両親の手伝いをしながら農業をすることです。これからも続けて牛を飼うとのことですので、問題ないと思います。
推進委員	特にありません。
議長	それでは、質疑はありませんか。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。第 1 号について原案のとおり決定します。 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 番号 1、場所は大字塚脇字上竹 OOO 番 OO で、面積は、164 m²です。申請者は、OO の OOO さんです。転用目的は、自己の住宅の建築のためです。土地の譲渡人は、OO の OOOO さんです。担当委員は、2 番委員です。

議長	それでは担当委員の説明ですが、 番号 1 を 2 番委員、お願いします。
2 番委員	番号 1 の調査結果を報告します。1 2 月 2 7 日、申請者、設計士の方と推進委員と事務局と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、塚脇の上竹 000 番 00 で、00 の 00000000 から 000 方面に 8 0 m ほど行き、右に 6 0 m ほど行ったところに位置しています。現状は畑で、宅地にする計画です。現在何も植えられていませんが、管理はされています。周囲には宅地が多くあり、周囲には影響のない計画です。権利の内容は所有権の移転で、許可が下り次第、着工する計画です。土砂の流出、崩壊等、周囲の営農条件に支障が生じる恐れはありません。過去に農地法の違反はありません。
推進委員	特にありませんが、住宅の建設で土砂を剥ぐとかはないそうで、流出等の問題はないようです。
議長	質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	無いようでしたら採決します。 まず、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第 2 号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。 今回の内容について、00 推進委員の所有権移転の申請が該当になっています。農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。委員ではなく推進委員ではありますが、いったん 00 推進委員には退席していただき、第 3 号の審議を行います。

事務局	す。 議案第 3 号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。 別冊の議案書の最後のページ 18 ページの表をご覧ください。 まず、新規の設定です。 3 年未満の合計件数は 3 件で、合計面積 23,942 m²です。 3 年から 5 年の合計件数は、19 件で、合計面積 49,208 m²です。 6 年から 9 年は、1 件、面積が 5,217 m²です。 10 年以上の合計件数が 15 件で、合計面積 49,680 m²です。 合計件数 38 件、面積は 128,047 m²です。 次に、所有権の移転が 1 件、2 筆あります。合計面積は 4,575 m²です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第 3 号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続による所有権移転が 2 件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第 2 号、農地法第 18 条による合意解約通知書が 2 件出されております。詳細は、ご一読ください。 最後に報告第 3 号です。4 ページと 5 ページに記載しております。内容は、農地所有適格法人要件確認書になります。農事組合法人 OOOO 代表理事 OOOO、株式会社 OOOOOOOO 代表取締役 OOOO、以上の法人は、要件を満たしていることを報告いたします。

議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会 1 月定例総会を閉会します。